

平成21年第10回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

平成21年12月18日(金曜日)

議事日程 第3号

平成21年12月18日(金曜日) 午前9時開議

- | | | |
|------|---------|--|
| 日程第1 | 発議第3号 | 八ツ場ダム建設推進を求める意見書の提出について |
| 日程第2 | 発議第4号 | 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について |
| 日程第3 | 請願第6号 | 水上橋の安全対策について |
| | 請願第9号 | 新治小学校の通学児童安全確保のための、池ノ原三叉路より柳沼三叉路の歩道整備について |
| | 請願第12号 | EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願について |
| 日程第4 | 請願第7号 | 全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願について |
| | 請願第8号 | 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願について |
| | 請願第13号 | 国民健康保険税の引き下げを求める請願について |
| 日程第5 | 請願第14号 | 日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について |
| | 請願第15号 | 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について |
| 日程第6 | 議案第111号 | みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第112号 | 指定管理者の指定について(みなかみ町寺間運動公園) |
| 日程第7 | 議案第113号 | 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)について |
| 日程第8 | 議案第114号 | 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第115号 | 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第116号 | 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第117号 | 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について |
| | 議案第118号 | 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| | 議案第119号 | 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について |
| 日程第9 | 議案第120号 | 平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について |
| | 議案第121号 | 平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について |

- 日程第 10 発議第 5 号 日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について
- 日程第 11 発議第 6 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について
- 日程第 12 教育施設等検討特別委員会委員長報告 (第 2 号・最終報告)
- 日程第 13 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 14 字句等の整理委任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (22人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苅清一君
10番	高橋市郎君	11番	久保秀雄君
12番	小野章一君	13番	中村正君
14番	鈴木幸久君	15番	河合幸雄君
16番	鈴木勲君	17番	森下直君
18番	根津公安君	19番	速水一浩君
20番	本多秀律君	21番	倉澤長男君
22番	阿部源三君	23番	傳田創司君

欠席議員 なし

欠番 1名 (9番)

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	教育長	牧野堯彦君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部正君
新治支所長	関章二君	会計課長	高橋武志君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	木村一夫君
町民福祉課長	石川晃君	子育健康課長	木暮勤君
生活環境課長	山賀晃男君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君		

開 会

午前9時00分 開会

議 長(傳田創司君) みなさん、おはようございます。

今期定例会は、昨日まで議案調査のため休会でありましたが、休会中とはいえ、議員各位におかれましては、宝台樹スキー場、ノルンスキー場の安全祈願祭等の行事に参加されたり、また各常任委員会や特別委員会においては、付託されました請願や諸議案等、慎重審議を賜り誠にご苦労さまでした。

特に、教育施設検討特別委員会では、「みなかみ町教育施設等の整備のあり方」について最終報告も出来上がったと聞いており、議員各位の努力に敬意を表するものであります。

本日をもって、今期定例議会の最終日となりますが、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は22名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長(傳田創司君) これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

日程第1 発議第3号 ハツ場ダム建設推進を求める意見書の提出について

議 長(傳田創司君) 日程第1、発議第3号、ハツ場ダム建設推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) ハツ場ダム建設推進を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年12月18日提出、みなかみ町議会議長傳田創司様

提出者、小野章一、賛成者は以下の6人であります。

以下、意見書を読み上げて、提案理由の説明といたします。

ハツ場ダム建設推進を求める意見書

昭和27年に利水・治水及び水資源確保を目的としたハツ場ダム建設計画が、長野原町に提示されて以来、半世紀以上が経過した。

この間、地元水没地域住民はダム建設の是非をめぐり、激しい反対闘争を起し、この建設問題で大いに揺れ、長い年月にわたり議論を経た結果、苦渋の選択を迫られた住民の艱難辛苦の末に、地元はダム建設を受け入れた。

長年慣れ親しんだ地を離れる者、また代替地を選択して川原湯温泉の復興を求める者など、住民の胸中は幾ばくのものであったか察するに余りある。

安住の地を求め、かつ将来の再興を図ることで衆議一丸の下に総意を結集し、今日のダム建設事業に協力し邁進してきた。

しかし、政権公約における「無駄な公共事業」としてのダム建設中止は、まさに住民の総意を覆すものであって、これまでの経緯からして地元の心情を大いに踏みにじるものであり、再度住民を不安の境地に立たせることは断じて容認できない。

国の政策に従い締結をした事業を、政権交代による一方的な建設中止は、長野原町・吾妻町をはじめ、1都5県の自治権を反故するに等しく、国の体を成し得ないものであって、同じ地方公共団体として看過できない。

今後も国の責任において、地域住民の生活再建の推進とダム事業建設継続による早期完成を強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣鳩山由紀夫様ほか、総務大臣原口一博様、国土交通大臣前原誠司様、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長江田五月様、以上5名に意見を提出するものであります。

議員各位のご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第3号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番(穂苅清一君) 発議第3号として、八ッ場ダムの建設促進を求める意見書の提出が出されました。

提出者以下、賛成者の名前が列举してありますけれども、この57年におよぶ八ッ場ダム建設事業の進行、あるいはその経過等について、どの程度、理解をした上で建設を進めようとしてきているのか、まずお聞きしたいと思います。

というのは、長年の間、本当に50年以上にわたって地元では反対運動が進められてきております。ちょうど、スタートした時点は、沼田ダムの構想が発想した当時から平行して進められた経過があります

一旦は、中止されたけれども、またそれが盛り上がってきてということで、非常に長い年月の間、地元住民は国の誤った方針と言いますか、非常に不十分な政策の中で進行されてきて、その犠牲を住民は非常に大きい犠牲として払ってきているのが事実かと思えます。

そういう点で考えたときに、今民主党政権がそういう方針転換を急に言い出したのは確かにまずいかもしれませんが、それについてどのような視点で推進を進めようとしているのか、その意向をお聞きしたいと思います。

議長(傳田創司君) 12番小野章一君。

(12番 小野章一君登壇)

12番(小野章一君) この関係については、穂苅議員も今言われたとおり、57年という経過の中で人生にすれば、ほとんどの事を地元住民として受け入れるまでに大変な悩みと苦労があり、また賛成した後には、やはりこの地を離れる者など、村もバラバラにされたということも考えなければいけないと思います。

そんな中で、住む人たちは国の政策によって、その挙げ句、判断をして国に協力をしてきた、そして建設が始まった、だけれども、ここに来てそれを中止をするということはある得ないのではないかということを感じるわけです。

これは特に論議をされたわけではありませんけれども、こういう事を考えるとやはり同じ自治体として、これらを今まで建設が始まっているものを中止することを止めさせる、

それを同じ自治体として協力していかなければならないという事の中で、県町村議長会で意見書の提出を求める要請が来たということで、我々議会もこういったことを応援してやろうではないかということが主旨であります。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて発議第3号の質疑を終結いたします。

これより発議第3号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番 (穂苺清一君) 発議第3号、八ッ場ダム建設推進を求める意見書の提出については反対の立場から、討論させていただきます。

先程、質疑の中でも若干ふれましたけれども、非常に長い歴史の中で、八ッ場ダムは翻弄してきております。

私は何回も地元を足で運んでおりまして、また同時に現在の進行状況についても大体の所は見ております。トンネルの中にも入って、非常に日本有数の技術でもってトンネルが掘削されている有り様も見ております。

確かに今現在進行している事業については、既存の不十分な道路付けとか、あるいは災害防止とか、あるいは今後の住民の生活再建とか、そういう必要な工事であろうと思いません。

すでに工事の7割方が進行していると言われますけれども、現実には総ての工事の7割ではありません。確か4600億円の7割が実行されているわけではございまして、未だに本体工事には着工することが出来ないでおります。

確かに、民主党政権になってから一方的な突如の、確かにマニフェストに書いてあるというだけで方針転換したという事、推進をです、中止としたそのやり方については攻められなくちゃならない部分は確かにあります。その事を今、民主党政権は反省した上で地元住民との話し合いを煮詰めて、来年1月にはその話し合いが進められることがほぼ確定になりまして、その経過については数日来、マスコミの中で言われて記載されている事実かと思いません。

そういう点で考えたときに、今ここで県の方が推進の意向でもって示したからと言って、即そのまま地方自治体がそれに服するという事は私は如何なものかなと、それで既に流域の自治体については、中止を求める決議をしている自治体はいくつもあります。

そういう点で考えたときに、今まで進めてきたのが自民党、公明党の政権がこれを強引に進めてきたのは事実であります。そういう点では、本当に住民の意思に則ったものなのかということ是非常に疑問でありますし、強引なやり方に対して、非常にやむにやまれず、地元としては一部分の人たちが反対の声がなかなか表に出ないという状況の中で進行されてきたというのも事実かと思いません。

本体工事に着工する事になってからでは、中止を言うのはなかなか難しい、今の時点であれば、本体工事を中止にすることによって、あとは再建のためのいろんな施策を実行することが一番今、求められているのではないかと思います。

実際に代替地の所に行ってみると分かるかと思いませんけれども、あそこに今まで長年住んでいた所をあそこに移すという地元の希望というものもあまりないのが現実で、実

際に移ったのはごく一部分であります。

むしろ他の地域に、下の方に居を構えざるを得ないような状況になっているのが現実であります。さらに川原湯温泉がなくなる、その代替としての源泉さえも未だに確保できない状況でもあります。

非常にダム問題を考えたときに、全体的な視野からも、またダムは無駄という言葉のひっくり返しで、無駄ということがよく言われますけれども、そういう視点から考えても、本当にあのカスリーン台風のときのような洪水には対応できるかと言えば、それさえも出来ない、そして治水の面からも十分でない、利水の面からも都会の方の利水は果たされているという結果も専門家の中から皆出ております。

そういう点で考えたときに、この八ツ場ダムについては、住民の合意の上に中止することが一番望ましいと、強いてここで促進するための意見書を出すことについては、拙速であると、そういうことで私は、この発議に対しては反対いたします。

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

4番山田庄一君。

（4番 山田庄一君登壇）

4 番（山田庄一君） 発議第3号、八ツ場ダム建設推進を求める意見書の提出について、賛成の立場から討論いたします。

この問題は国の政策とは言え、群馬県内の町村が国の方向性に協力し、およそ半世紀以上にわたって住民の民様の意向を集約し、現在に至っていると思います。

地域住民の感情を考えたときに、八ツ場ダム実現にご協力いただきたく議員各位のご賛同をお願い申し上げ賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第3号の討論を終結いたします。

発議第3号、八ツ場ダム建設推進を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、発議第3号、八ツ場ダム建設推進を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第2 発議第4号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について

議 長（傳田創司君） 日程第2、発議第4号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者鈴木幸久君より提案理由の説明を求めます。

14番鈴木幸久君。

（14番 鈴木幸久君登壇）

- 1 4 番 (鈴木幸久君) 発議第4号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出について、本議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。みなかみ町議会議員長傳田創司様、提出者鈴木幸久、賛成者以下6名でございます。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

水力交付金は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものでありますが、間もなく最長期間30年を迎えることになります。

平成23年度以降は恒久的な制度とすること及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

- 議 長 (傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第4号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて発議第4号の質疑を終結いたします。

これより発議第4号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 (傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

- 議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて発議第4号の討論を終結いたします。

発議第4号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議 長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号、電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

-
- 日程第3 請願第6号 水上橋の安全対策について
請願第9号 新治小学校の通学児童安全確保のための、池ノ原三叉路より柳沼三叉路の歩道整備について
請願第12号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する請願について

- 議 長 (傳田創司君) 日程第3、請願第6号、水上橋の安全対策について、請願第9号、新治小学校の通学児童安全確保のための池ノ原三叉路より柳沼三叉路の歩道整備について、請願第12号、E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め日米 F T A の推進に反対する請願について、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました 請願第6号、請願第9号、請願第12号につきまして、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず始めに**請願第6号、水上橋の安全対策について**をご報告いたします。

本請願は、町道小日向・湯原線の利根川に架かる水上橋で、地域住民の生活道、地元小中学生の通学路として欠くことの出来ない橋であり、昭和11年に建設されたもので老朽化も激しく、欄干の高さも低いこともあり、歩行者にとって大変に危険であり、安全対策を求めるものであります。

12月11日に委員会と地域整備課による、現地調査を行い、その後の委員会により審査の結果、委員からは、何ら意見もなく、採決の結果、全会一致を以て、採択すべきものと決定いたしました。

次に**請願第9号、新治小学校の通学児童安全確保のため、池の原三又路より柳沼三又路の整備について**、ご報告いたします。

当地におきましては、大型車や観光バスの往来等により幅員も狭く、歩道の設置もないため、日々新治小学校へ通う児童の安全確保のため、歩道の設置を願うものであります。

本委員会による、審査の結果、現地調査等の中で整備は必要であるとの意見が出され、採決の結果、全会一致を以て採択すべきものと決定いたしました。

次に**請願第12号、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日本FTAの推進に反対する請願について**、ご報告いたします。

本請願はFAO（国連農業食糧機構）・農水省は世界の食糧は、穀物等の在庫水準が低く、需要が逼迫した状態が継続するなど食糧危機が増すとの警告をしている中であり、これまでの輸入自動化万能論の立場では食糧問題の解決にはならず、それぞれの国が主要食糧の増産を図り、食糧自給率の向上こそ問題解決の一步である。

こういう事態は農産物貿易の前面自由化と、生産刺激的な、農業補助金の削減、廃止を世界の農業に押し付けたWTO農業路線の見直しを強く求めると同時に、これを前提とした2国間、地域間の協定であるEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）路線の見直しを図るべきであり、特に日豪、日米のEPA・FTAは日本の農業にとって壊滅的な打撃をもたらすので容認できないとして見直しを求めた請願であります。

委員会では、紹介議員である原澤良輝議員に請願の説明を求め、この請願について審査を行い委員からは、農業を守る必要がある、特に米とのFTA交渉は行わないこととしているが、国際的に通用するののかとの意見が出され、採決の結果、本請願は賛成多数で趣旨採択とすることに決定いたしました。

なお、本委員会付託され継続審査となっていた、**陳情第4号、「たくみの里寺通りに駐車場設置のお願い」**につきましては、リンクルバス運行状況の報告を受けたが結論が出ず、引き続き**継続審査**といたしました。

また、**請願11号、「米価の回復と価格の安定、ミニマムアクセス米の輸入中止を求める請願」**につきましても**継続審査**といたしました。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第6号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 水上橋の安全対策について請願が出てきているのですけれども、この請願と同じような主旨で、補正予算に「水上橋の補修計画3千万円」が計上されているのですが、それとの関係について、あるのでしたらお願いしたいと思います。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長(小野章一君) 補正予算の中で水上橋の補正予算が計上されております。

予算連合審査会が、先日行われましたが、非常に順番が逆になり、本委員会の中では水上橋の審査を行ったわけでありまして、もう既に補正予算を連合審査会の中で全員で行っており決定されているということで、今回委員会としても意見が出なかったということで採択ということになりました。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第6号の質疑を終結いたします。

次に請願第9号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第9号の質疑を終結いたします。

次に請願第12号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第12号の質疑を終結いたします。

これより請願第6号について、討論に入ります。

請願第6号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第6号の討論を終結いたします。

請願第6号、水上橋の安全対策についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第6号、水上橋の安全対策については採択とすることに決定いたしました。

議長(傳田創司君) これより請願第9号について、討論に入ります。

請願第9号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第9号の討論を終結いたします。

請願第9号、新治小学校の通学児童安全確保のための池ノ原三叉路より柳沼三叉路の歩道整備についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第9号、新治小学校の通学児童安全確保のための、池ノ原三叉路より柳沼三叉路の歩道整備については、採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより請願第12号について、討論に入ります。

請願第12号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第12号の討論を終結いたします。

請願第12号、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第12号、EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する請願については、趣旨採択とすることに決定いたしました。

日程第4 請願第7号 全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願について
請願第8号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願について
請願第13号 国民健康保険税の引き下げを求める請願について

議 長(傳田創司君) 日程第4、請願第7号、全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願について、請願第8号、後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願について、請願第13号、国民健康保険税の引き下げを求める請願について、以上3件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 本委員会に付託されました、請願第7号、8号、13号の3件について一括して、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに請願第7号、全額国庫負担の最低年金保障制度創設を政府に求める請願について、請願の詳細について説明があり、引き続き国民年金の概要説明の後、質疑に入りました。

委員からは、以前にも同様の請願が出されて不採択であったことから、今回も不採択で良いのではないかという意見がありました。

今までに保険料を納付していない人に給付するのであれば、納付した人の年金額を上げる必要もあるのではないか、また以前は不採択であったが政権も変わったことだから、趣旨採択でどうだろうかなどの意見があり、以上で質疑を終了し、採択の可否について意見を求め、本請願は、全会一致を以て趣旨採択すべきものと決定いたしました。

次に**請願第8号、後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願**について、請願の趣旨説明の後、質疑に入りました。

「即時廃止を求める」となっているがどうなのか、また政府は平成25年4月から新制度を施行したいとして、当面は現行制度を続けるとのことであります。また、年齢による差別はなく、そういう考えがあるようですとの説明がありました。

委員からは、国に任せることで良いのではないか、町議会としても現行制度に賛成して、すぐに廃止しましょうということはいかがなものか。

国民の意思が、政府の考えを変えてきていると思う。自治体議会約1800のうち、655の議会が撤回意見を提出しております。また国に任せることにして、趣旨採択でどうか。

以上、質疑を終結し、採択の可否について意見を求め、本請願は全会一致を以て趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

最後に**請願第13号、国民健康保険税の引き下げを求める請願**について申し上げます。

請願の主旨説明の後、引き続き国保税の経緯について、臨時議会で引き上げの議決をされて、その主旨はご理解されたと思っております。

一般会計からも繰り入れて、上昇率を下げている旨の説明の後、質疑では議会にて改正を認めたのだから引き下げをするわけにはいかない等の意見があり、不採択とするべきであると、以上、質疑を終結し、採決の結果、本請願は多数を以て、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願3件について、ご報告申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第7号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 質疑ではないのですけれども、委員会に付託された請願10号はどうなったのかを教えてください。

議長(傳田創司君) 厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 請願第10号は継続審査となりまして、議案書の「閉会中の継続審査申出」の方に載っていますので、引き続き閉会中に審議をしていくということをご理解をいただければと思います。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第7号の質疑を終結いたします。

次に請願第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第8号の質疑を終結いたします。
次に請願第13号について、質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。
- 7 番（原澤良輝君） 引き下げを求める請願についての審議の中で、20年度の時に一般会計から1億8千万円を繰り入れたのですけれども、実際には決算をしたときに1億4445万円の黒字であったということで、結果として医療費の伸びが6%と見込んだのが、2.5%だということになっていきますけれども、21年度の状態でのどのくらい医療費が伸びているのかという途中経過での審議はどうだったのでしょうか。
- 議 長（傳田創司君） 厚生常任委員長本多秀律君。
（厚生常任委員長 本多秀律君登壇）
- 厚生常任委員長（本多秀律君） 原澤議員が言われることの詳細は無いのですが、全体の中で年間概ね6%伸びているということと、私は理解をしております。
そういう中において、補正予算にもありますように基金の方に7千万円回ってまして、凡そ3月末に1億4千万円くらい必要だろうという執行部の予測の中で一般財源からも足して、1億5千万円を準備していると認識をしております。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第13号の質疑を終結いたします。
これより請願第7号について、討論に入ります。
請願第7号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第7号の討論を終結いたします。
請願第7号、全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願についてを採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、請願第7号、全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願については趣旨採択とすることに決定いたしました。
-
- 議 長（傳田創司君） これより請願第8号について、討論に入ります。
請願第8号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第8号の討論を終結いたします。
請願第8号、後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、趣旨採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第8号、後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める請願については趣旨採択とすることに決定いたしました。

議長(傳田創司君) これより請願第13号について、討論に入ります。

請願第13号に対する委員長報告は、不採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

16番鈴木 勲君。

(16番 鈴木 勲君登壇)

16番(鈴木 勲君) 請願第13号、国民健康保険税の引き下げを求める請願について、反対の立場で討論を行います。

請願趣旨は、この5月に議員各位のご賛同をいただき国保税の改正が行われたため、納税できない、あるいは病院に行けないということで国保税の引き下げを求める請願でございますが、ここ数年、保険給付金の増加、つまり医療費が上昇傾向であり、国保会計の運営が破綻状態になる恐れがあるということでやむなく改正したものであります。

つきましては改正に当たり一般会計から法定外繰入金により上げ幅を極力抑え、3年間は据え置く改正をしたものであります。

また、税の公平から言っても改正は国保会計運営のためが基本であります。受益者負担の原則に照らし合わせても国保税の引き下げを求める本請願を採択することは出来ません。

よって、出来ないということを判断いたしまして、この請願に反対するものであります。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げ反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7番(原澤良輝君) 国民健康保険税の引き下げを求める請願について、厚生常任委員長の報告に反対し、国民健康保険税の引き下げを求める原案に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は1958年(昭和33年)の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されました。

現在、国民健康保険加入者は高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増えております。

事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険になっています。加入者の所得は年々低下しており、保険料の支払いが困難になっている世帯が増えております。

国は1984年(昭和59年)までは「かかった医療費の45%」を負担していたのですが、38.5%まで引き下げられてしまいまして、さらに町の事務負担金の国庫補助も廃止され、総収入に占める国庫負担は約3割になっております。

平成19年度には県内38市町村中30番目だった町の1世帯当たりの国保税額は、今年度は28%値上げをされたため、36市町村の中で一番高くなってしまいました。

昨年度は75歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行し、国保税収入が1億3千万

円減少し、国県などの補助金がさらに減少して、医療費の支払いが増えて、国保会計が不足するとの理由で一般会計から1億8千万円繰り入れました。

しかし、決算は1億4455万円の黒字になりました。この原因の1つは、後期高齢者医療制度に移行して、国保収入が1億3千万円減少しましたがけれども、その減少部分に見合う医療費とか、それ以上のものが掛かっていると思うのですけれども、これは後期高齢者医療会計から別途支払われるものであって、国保値上げの理由にはならないと考えます。

2つ目は、国・県の補助金が減らなかったということです。医療が6%増えると予想していたのですが、6%の増加はせず、2.5%増加ということで、結果的には1億8千万円繰り入れたのですけれども、3545万円が不足しただけということになります。

8590人の加盟者がおりますので、1人当たり月344円不足しただけという、これが20年の結果です。

今年度は、予算を立てる時に値上げも5月に決めましたけれども、その時は20年度と同じように歳入不足の状況が続き、3億5千万円不足する予定であること、医療費の支払いが毎年6%ずつ上昇することを前提に保険料を28%値上げをしております。

しかし、20年度決算で明らかになったように、3億5千万円の歳入不足の内、後期高齢者医療に移行した75歳以上の保険料1億3千万円分は医療費の支払いが、後期高齢者医療制度が支払う事になって、国保値上げの理由とはならないということは先程も言ったとおりです。

また、国・県の補助も12月現在、20年度並みになっており、それより若干増えております。医療費の増加分だけを値上げすれば良いことになります。

実際、20年度決算から見れば、医療費は2.5%、12億4403万円が20年度の医療費の予定だったのですが、実際に差し引けば、17億8763万円が医療費として見込まれます。単純に20年度の例を取れば、4360万円の値上げで済むということになります。国保加入者は今年8528人になっております。

それですと月平均で月426円の値上げで済みます。値上げ分は町の説明資料によれば、月1750円ですけれども、4分の1以下、24%で済むことになります。

12月補正予算では一般会計から7千万円、基金から7千万円、前年度繰越金1億4455万円、合計2億8455万円の財源があります。

さらに、今年度の国保税は、町民への説明資料でも1人当たり月1750円で、年間21000円、8528人ですので、年1億7909万円が増額をされます。

一般被保険者の医療費を今後、年度末まで12月議会で8%と見込みましたが、医療費はこんなに掛からないと考えます。

もう1つ、町の資料で、町民感情と違う事があります。

「毎年税率を改正することは、今の経済状況を勘案すると、非常に国保加入者の負担が重くなり、滞納が増加する云々」と書いてあります。

だから45%アップすれば、21年度は足りるところを56%アップをして、3年間固定をするというのは、説明としては逆ではないかと思いました。

負担を軽くするのであれば、足りない49%より少なくなるのが正統な考えではないでしょうか。

みなかみ町民が、県内の市他町村より特別に病院にかかっているわけではありません。

19年度から20年度の見通しだけでも大きな誤差があります。

3年間の見通しについては、長すぎて適切な予算が組めないのではないかと考えます。

本年度4月から12月までの経緯を見ても値上げ幅が大き過ぎると考えます。

28%の値上げ幅を引き下げる事を再度、申し上げて、「国保税の引き下げを求める請願」を否決した厚生常任委員長報告に反対する討論といたします。

1 1 番 (久保秀雄君) 議長、暫時休憩をお願いします。

議長 (傳田創司君) 暫時休憩いたします。

※ 休憩中に、討論内容についての確認がなされた。

議長 (傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長 (傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。
(「なし」の声あり)

議長 (傳田創司君) ありませんので、これにて請願第13号の討論を終結いたします。
請願第13号、国民健康保険税の引き下げを求める請願についてを起立により採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、不採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長 (傳田創司君) 起立多数であります。
よって、請願第13号、国民健康保険税の引き下げを求める請願については不採択とすることに決定いたしました。

日程第5 請願第14号 日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について
請願第15号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について

議長 (傳田創司君) 日程第5、請願第14号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について、請願第15号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長 (鈴木幸久君) 本委員会に付託されました請願第14号、請願第15号の2件を一括にて、委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

2件とも質疑に答えられる人がいないということで意見という形で審査に入りました。

まず始めに請願第14号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について申し上げます。

日本の外交問題等地方議会に裁量権のないものは原則として不採択とするということが一つのルールであるが、非核三原則は国是でもあり、採択で良いと思う。

他に意見は無く討論に入りました。賛成討論一つ。アメリカの大統領が核兵器をなくすという決議をした、新政権になって密約の調査が始まり、外務次官も密約をマスコミにも認め始めている、非核三原則は守っていくことが必要になっていく。

以上、意見、討論を終了し、採決の結果、本案は全会一致を以て、採択とすべきものと決定いたしました。

次に請願第15号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について申し上げます。

これも14号と同じく、本来ならば我々の裁量権のない問題であるが、事件をしっかりと裁けるものが必要である、採択は構わないと思う。

他に意見は無く討論に入りました。賛成討論一つ、冷戦が終わって海外に駐留する外国人は減少しているが、日本は減っていない、アメリカ兵の犯罪が野放しになっている、対等・平等の関係を作るためにも賛成する。

以上、意見、討論を終了し、採決の結果、本案は全会一致を以て、採択とすべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、請願第14号について、質疑はありませんか。

11番久保秀雄君。

11番(久保秀雄君) 今、委員長報告を聞いて、裁量権外の事項であるけれど、非核3原則を守るという立場で採択という議論があったと聞かせていただきました。

憲法の解釈にもいろいろ解釈の方法があろうかと思えます。

政党や団体などによっても解釈が違ってきているのかと思えます。日本共産党は自衛隊そのものが憲法違反だと主張しているかと思えます。

その辺について、何か議論などがあつたら聞かせていただきたいと思えます。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 先程の委員長報告以外には一言もございません。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第14号の質疑を終結いたします。

次に請願第15号について、質疑はありませんか。

4番山田庄一君。

4番(山田庄一君) 今回、産業観光常任委員会にも、非常に難しいミニマムアクセス米とか、EPA・FTAという非常に聞き慣れない請願が提出されました。

委員会とすれば、先程委員長の報告にあつたように、いろいろな資料やそれぞれ委員個人の資料を持ち寄って、前日に勉強会を開いて、どういう対応をしたら良いかという意見が出されました。

今回の日米地位協定というのも日米同盟に関わる非常に大きな問題だと思いますし、それらに意見書を出すというのはいろいろな資料を持ち寄ってやるべきだと思うのですが、どのような資料が出されて、どのような討議がされたか、教えて下さい。

議長(傳田創司君) 総務文教常任委員長鈴木幸久君。

(総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇)

総務文教常任委員長(鈴木幸久君) 事実だけを申し上げます。

資料は何もございませんでした。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第15号の質疑を終結いたします。

これより請願第14号について、討論に入ります。

請願第14号に対する委員長報告は、採択であります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

11番久保秀雄君。

(11番 久保秀雄君登壇)

11番(久保秀雄君) 請願第14号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

本請願は、密約があったということを前提とし、公表と廃棄を求めています。請願趣旨の文章の中でも、現内閣が調査を始めましたと表現しているように、岡田外相は調査をして、年明けに調査結果を明らかにすると言っています。

国の安全を守るということは、国として果たさなければならない大変に重要な課題であります。

今世界は、核廃絶へ向けて動き出したと言われていますが、極東アジアの中でも北朝鮮のミサイル発射、核開発の推進など、日本、世界の平和にとっても看過することの出来ない事態が発生しています。

国の安全を確保するためには多くの国々と友好・交流を図り、強い信頼関係を築くことが重要であると思います。

民主党政権が発足をして3ヶ月が過ぎましたが、沖縄の普天間基地移設をめぐることは、政権が変わったのだから、政策が変わるのは何らおかしいことはないと言いき、移転先の選定から見直しをしようとしています。

日本の安全、アジアの安全を確保するためにはアメリカとの関わりが大変に重要だと言われていています。今、普天間基地の移設をめぐる、アメリカとの信頼関係が大きく損なわれようとしていることにマスコミも危惧の念を報じています。

冒頭でも申し上げましたが、国の安全を確保するためには、多くの国々と友好・交流を図り、強い信頼関係を築くことが重要であると思います。

今日、岡田外相が調査中と言いき、調査結果が明らかにされていない段階で密約があったことを前提とした請願の採択は、みなかみ町議会として、時期尚早であると思います。

また、先程、委員長の答弁にもありましたように委員会での議論も十分とは言えないと思います。

以上の観点から、請願第14号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願についての反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 総務文教常任委員会から、委員会の審査報告書が出されて、その中の1番目に、今出されております請願14号、日本の核兵器持ち込みを認めた密約の公表と廃棄

を求める意見書の採択を求める請願については、委員会としては全会一致で妥当ということで認めております。私はそれに対して大いに賛成であります。

今、久保議員から、若干反対討論が出ましたけれども、沖縄問題と絡めて私は言うわけではありません。ここに書いてありますように、請願の趣旨にあります、日本は唯一の被爆国であります。

核兵器を廃絶しようとする国是として非核3原則もありますし、日本国憲法第9条ではもう二度とあのような戦争を起こしてはならない、そういう思いの中から、戦争放棄の条文も確定されております。

この日本国憲法に見習って、政界では既に20ヶ国以上も日本の趣旨に沿った核兵器廃絶のための憲法に類する、そういう国の方針を確定している国も今たくさん増えてきております。

そういう中で、非核3原則、国是として言われている、これについては持ち込ませない、つまり核兵器をいかなる形であっても持ち込ませない、作らないことももちろん当たり前のことでありますし、その3原則が実際には密約があったと、陰では持ち込んでも良いという密約があったということが今明らかになってしまいました。

すでに、この存在については、関係者は今になって告白しておりますし、自民党の元外務次官であります田村良平氏もこの事ははっきりと認めております。

そういう点で考えますと、核兵器を持ち込むということが、核兵器戦争の準備につながるということにもなりかねないし、日本は確かに日米安保条約でもって、アメリカが支配してられる国ではあります。正式な独立国ではない状態であるのが、今の日本の現状でありますけれども、何れにしても、一番の被爆国である日本に核兵器は持ち込ませない、核兵器をなくそうということで、先頭に立ってやっている国でありながら、その裏ではひっそりと軍艦に乗せて、核を日本に持ってきても良いという密約をしてあること自体が大きな間違いであり、これは国際的な考え方から見ても、あるいは日本の憲法から見ても間違いであるということを私は言わざるを得ません。

オバマ大統領が就任して以来、核兵器廃絶に向けての世界に対して大きなイニシアチブを取りながら、日本に対して自らアメリカが原爆投下をしたことに対しても一定の責任を認める発言もしてきております。

そういう核兵器廃絶の動きは全世界に広まっているという中において、この密約の交渉をされていくこと、そして本当に核兵器廃絶をするためにも、密約自体の公表と廃棄を求めるということは、当然であろうと考えております。

それを国もそういう方向で動いていこうと思っておりますし、それと同時に、地方議会においても真摯な姿勢で、この請願に対して採択すべきものとして決定したことに對しては、委員会としての決定に対しては私は正しい方向が示されたものと解釈しております。

以上で賛成討論といたします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

18番根津公安君。

(18番 根津公安君登壇)

18番(根津公安君) 先程、反対討論をされた議員、また賛成討論された議員は、恐らく、このように非常に裁量権のない事案を地方自治体が付託を受けるという、こういうところから非常に価値観の違う議論がなされて、そういうことから地方自治体においては裁量権のない請願については不採択にするしかない、というふうな定めた面も一応の理解は出来

ました。

この非核3原則を守るということは、元佐藤栄作首相が打ち始めて、ずっと歴代の政府がこれを国是として尊重してきたわけでございます。

焦点としては、おそらく密約云々が焦点となるのだろーと思ひますが、私は密約が云々、仮にあらうが、また無かつたとしても、非核3原則を遵守する、守るといふ基本理念は何らこれから変わらないのではないでしうか。また、日本国民はこれを守つていく立場にあると私はあると思ひます。

日本国民は永久的に、恒久的に平和を望むのだと、こーいふ理念から非核3原則がずーと今までも、そしてこれからも、今後もこれを尊重され続けていくと思ひます。

そーいふ中から、今回は大きく判断をさせていただきまして、密約云々ではなく、あくまでも非核3原則をどよよな事案が過去にあらうが、また今後あらうがこれを遵守していくといふ立場から、賛成といたした次第でござひます。

以上、議員各位の賛同をいただきたいと思ひます。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて請願第14号の討論を終結いたします。
請願第14号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求むる意見書の採択を求むる請願についてを起立により採決いたします。
本請願に対する委員長報告は、採択であります。
本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求むます。
(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。
よつて、請願第14号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求むる意見書の採択を求むる請願については採択とすることに決定いたしました。

議 長(傳田創司君) これより請願第15号について、討論に入ります。
請願第15号に対する委員長報告は、採択であります。
まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
4番山田庄一君。

(4番 山田庄一君登壇)

4 番(山田庄一君) 請願第15号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求むる意見書の採択を求むる請願に反対の立場から討論を行います。

この案件は、総務文教常任委員会に付託され、採択されており、本来なら委員会の結論を尊重するのが良いといふのは承知しているところであります。

しかしながら、先程の委員長報告への質問の中で、この採択が請願書に書かれている内容だけで審議され、その内容を裏付ける資料が何も提出されていないといふことであります。

今回の請願者が、町議会と町議団長の事務所内にある団体の代表であり、紹介議員も同じ会派に属していることから、この大事な問題を審議するには討議資料が不足して、一方的になりやすく、正常な判断を下せるとは思へません。

必要であるなら、再度、この案件を提出していただき、十分な資料の下で議会としての姿勢を示して欲しいと思ひ、請願第15号の反対討論といたします。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。
8 番穂苅清一君。

（8 番 穂苅清一君登壇）

8 番（穂苅清一君） 請願15号について、委員長報告に賛成する立場から討論いたします。

これも密約という言葉が出ておりますけれども、これは日米地位協定に関わる問題の中での、その裁判権を放棄しますよという日米の密約があるということに対しての公表と、その密約の廃棄を求める請願であります。

先程、若干ふれましたけれども、日本が第二次世界大戦、太平洋戦争という侵略戦争を日本の軍部が行った中において、敗戦を迎えたわけですが、そういう中から占領軍であるアメリカ軍が日本に侵入してきて、その後、日米の地位協定と同時に安保条約なども締結されたりする中において、日本はアメリカに半ば従属された形での非常に独立国としては相応しくない関係が今日まで来ております。

その中で、日本には既に135の基地がありました。現在、若干自衛隊の基地と統合されたりしている部分もありますので、130ぐらいになっておりますけれども、沖縄の例を見ても分かるように大都市の中に米軍の基地があり、そして全くその中には日本人は何ら関与することも出来ない、立ち入ることも出来ないような状態があるということは、世界中を見ても日本が唯一ではないかというふうに、争っている国でない限りにおいてですね、そういうふうに思われるわけです。

そういうときに、この占領されている基地の中において、様々な犯罪が発生してきているのは事実であります。殺人も発生しております。そして、イジメ、いろいろな暴力行為が発生する中における裁判権、つまり日本で行われる犯罪であれば、日本が当然、その裁判権を犯罪の善し悪しを、良い悪いをやはり判断すべき立場でなければ、アメリカと日本との関係において対等な立場とは言えません。

しかしながら、今述べましたように、支配されてきている状況の中で、非常に屈辱的な、そういった裁判権までも奪われているのは現実であります。

具体的な事例を挙げるまでもなく、絶えず新聞紙上には、そういった非常に被害者にしてみれば、家族にしてみれば、苦しい思いが絶えず報道されているのは事実であります。

そういう点で、裁判権を日本が行使するのは良くないという形では困る訳なので、そういう点を裁判権の放棄に関する密約をはっきりと公表して廃棄してもらいたいと。

その事が日本人の、住民の、基地の近くに住んでいらっしゃる人達、あるいは日本中に散らばっているわけですが、そういう日本人の生命・財産、生活の安全を守る上で自治体の責務もそれぞれあるわけですから、このみなかみ町においても、裁判権放棄の密約の公表と廃棄を求めるための意見書を採択していただきたいということでもって、委員会の方では、その趣旨に沿って採択すべきものと決定したわけでありまして、私はそれが正しい方針であると考えます。

以上の立場から賛成いたします。よろしくお願いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて請願第15号の討論を終結いたします。

請願第15号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

本請願は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、請願第15号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の採択を求める請願については採択とすることに決定いたしました。

議長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時35分より再開いたします。

（10時19分 休憩）

（10時35分 再開）

議長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程第6 議案第111号 みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第112号 指定管理者の指定について（みなかみ町寺間運動公園）**

議長（傳田創司君） 日程第6、議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第112号、指定管理者の指定（みなかみ町寺間運動公園）について、以上2件を一括議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第111号、議案第112号について、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず始めに**議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例**について、ご報告いたします。

この条例改正は指定管理者の指定に伴う条例改正であり、条例第20条に定められている公園の利用料金を上限として、指定管理者が町の承認を受け、利用料金を定めることができるよう改正するものであります。

委員からは、使用料については既に定めてある使用料の範囲内であるならば良いのではないかとの意見が出され、以上、質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第112号、指定管理者の指定（みなかみ町寺間運動公園）**について、ご報告いたします。

みなかみ町寺間運動公園を群馬スノーアライアンス株式会社を指定管理者に指定しようとするものであり、指定期間は平成22年1月1日より、平成26年3月31日までであります。

委員からは、指定管理料、使用形態はどのように考えているかとの問いに、担当課より、指定管理料は43万円、使用形態については、特に春から秋にかけてのスイセン祭りや、各種イベントと合わせて、貸し出したいとの答弁があり、またサッカー場、野球場等での補修等が発生した場合はどうするのかについては、一定規模以上の補修が生じた場合には、町の施設であるので双方の協議となる、また地元利用者も予約を必要とするとの答弁を受

け、以上質疑を終わり、採決の結果、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第111号、議案第112号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 112号の指定管理者の方なのですが、いろいろ質疑の時もあったと思うのですが、寺間野球場の上にある防災ヘリ発着所の扱いはどうなったか、教えてください。

議長（傳田創司君） 産業観光常任委員長小野章一君。

（産業観光常任委員長 小野章一君登壇）

産業観光常任委員長（小野章一君） 防災ヘリのヘリポートの関係については、地域整備課の担当課の管理するところではないということで、総務課で管理されているそうです。

これについては、緊急時や、また警察の訓練などを含めてということでは、指定管理に含めない方が良かろうかという話がありました。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第111号、議案第112号の質疑を終結いたします。

これより議案第111号について、討論に入ります。

議案第111号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第111号の討論を終結いたします。

議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号、みなかみ町都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（傳田創司君） これより議案第112号について、討論に入ります。

議案第112号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第112号の討論を終結いたします。

議案第112号、指定管理者の指定について（みなかみ町寺間運動公園）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号、指定管理者の指定について（みなかみ町寺間運動公園）は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第113号 平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について

議長（傳田創司君） 日程第7、議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教常任委員長鈴木幸久君。

（総務文教常任委員長 鈴木幸久君登壇）

総務文教常任委員長（鈴木幸久君） 本委員会に付託されました議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算（第7号）について、委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8154万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億8495万9千円とするものであります。

なお、本議案は連合審査をお願いいたしました。

提案理由の説明は終了しており、直ちに歳入より質疑に入りました。

商工費県補助金について、総務費と同じと考えて良いかに対し、緊急雇用の基金事業で、対応するのはインバウンドとスキー場アクセスサポート事業です。

保育所等緊急整備事業費補助金について、具体的にはどういうことかに対し、この事業は水上わかくり子ども園の事業です。当初は次世代育成支援対策交付金で考えていたが、補助率の良いこの補助金に変更した、具体的には建設費用であります。

緊急雇用事業は縛りがあるのかに対し、失業者を雇う事業で、直営雇用と委託雇用があります。どういう事業でも使えるのかに対し、どのような事業でも使えるとのこと。

民生費1550万円は補助金で出すことで問題ないのかに対し、県に聞いたところ、実態が建設費ということなので、合併特例債を使っても良いということであります。

国庫委託金に外国人登録事務委託金があるが、これは外国人の雇用関係なのかに対し、外国人登録をするための通常の手段である。外国人の人数は分かるのかに対し、数字は手元がないので分からないとのことでありました。

他に歳入の質疑はなく、歳出の質疑に入りました。

水上わかくり子ども園の建設費補助金は、総事業費は2億2千万円、このうち町の補助金が1億8千万円であります。

ユビキタスポータルサイト構築事業について、どういう効果を見込んでいるのかに対し、補助率は100分の100で、内容は教育旅行の予約システム、地場製品のネット上での販売等であります。運営については観光協会の専門部会で行うとのこと。維持費について

はどのくらいかに対し、300万円くらいだということですが、町の補助は一切ありません、運営団体に負担するとのこと。

国際交流費は特定の組織に委託するののかに対し、現在、広東省の聯合国際学院の学生と弓道交流をしているが、今後どういう連携が出来るかを調査している、県の観光国際協会が広東省と連携しているので、そこをお願いし、アイデア提供と仲介者を紹介してもらいます。

将来的に聯合国際学院とどのような関係にしていくかを考えているののかに対し、たくみの里の伝統工芸を通じた文化交流、子供達を聯合国際学院に派遣し、セミナーハウス等で勉強させ、交流することや、またスキーを通しての観光交流も考えています。

スキー場アクセスサポート事業委託について、町内の各スキー場をお願いすることになっていると思うが、町の臨時職員の時給は800円であり、それとの関係はどうなっているのか、また緊急雇用対策事業となっているが、来年度以降は実施する予定があるのかに対し、インバウンド事業と同じであり、スキー場へのアクセス道がスリップして住民や観光客に迷惑をかけています。それをどうにかしようとスキー場連絡協議会で検討してきました。この事業は3年間あります。その後は、町の職員が出来ることではないので、スキー場が自分達で行うということになります。なお、賃金は日給13000円くらいとのことあります。

水上橋橋梁補修工事について、アルミの欄干を取り付けるということだが、工法はどういうものか、今回の工事は緊急的なものと考えて良いのか、また将来的には架け替えがあるのかに対し、橋の耐震は考えていない、建設から73年が経過しており、心配であるが補修で対応したいと思います。

資源リサイクルセンター費の増額補正の内訳はに対し、修繕費については、攪拌機の羽の修理費であります。管理運営委託料については、利用組合との約束の中で、堆肥販売の売上金を町に納めてもらうことになっているとのこと。

町の歌制作委託料27万円が計上されているが、もう既に完成しているのではないのかに対し、ピアノの譜面を書いて頂く新しい予算であります。学校等で歌っていただくために制作するものであります。

高等学校総務費の減額についてはどういう理由かに対し、生徒数と教員数の減少により、算定の方法が変わったためであります。

レジスターロゴ7万円とあるが、これは何か、また老人福祉費の財源753万円とは何かに対し、レジスターロゴとは戸籍で使っている領収の関係で、収入役が会計課長に代わったため、刻印の変更が必要になったためであります。753万円については、老人保健特別会計繰入金が発生したために、ここに掲載したとのこと。

以上質疑を終わり、討論も無く、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げ委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第113号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第113号の質疑を終結いたします。

これより議案第113号について、討論に入ります。

議案第113号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第113号の討論を終結いたします。

議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号、平成21年度みなかみ町一般会計補正予算(第7号)については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第8** 議案第114号 平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
議案第115号 平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
議案第116号 平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第117号 平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
議案第118号 平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第119号 平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(傳田創司君) 日程第8、議案第114号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてから、議案第119号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてまで、以上6件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

厚生常任委員長本多秀律君。

(厚生常任委員長 本多秀律君登壇)

厚生常任委員長(本多秀律君) 本委員会に付託されました議案第114号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(3号)から、議案第119号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(2号)についてまでは関連する議題でありますので、以上6件を一括して連合審査会における経過と結果についてご報告いたします。

はじめに議案第114号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(3号)について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2701万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2842万6千円とする

ものであります。

質疑では、国保税収納率の状況については、12月現在で50.5%で前年同期を上回っています。一般会計及び基金から7千万円を繰入しました。

3月本議会での補正はありますかに対して、半年分を見越しての補正であり、足りるものとしての説明でありました。

人間ドックの助成では、対象者、人数、助成率について、30歳以上が対象で、受診者187名、検診費の3分の2を助成しています。限度額が3万円で脳ドックは5万円との説明でありました。

基金の残高についてはどのくらいですかに対して、前年度剰余金での基金7千万円を取り崩すため、残高はなくなりますということでありました。今回は基金がありましたので、基金と一般会計で補填をしました。

以上、質疑を終わり、本案は全会一致を以て、可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第115号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(2号)**について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1063万9千円とするもので、質疑・討論はなく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第116号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)**について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億1793万8千円とするものであります。

以上の説明の後、質疑・討論はなく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第117号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(3号)**について、ご報告申し上げます。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7126万円とするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に**議案第118号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(2号)**について、ご報告いたします。

町部局より説明があり、既定の歳出予算を組み替えたため、歳入歳出予算額は変わらず、総額13億5859万7千円であります。

歳出内訳では、公共下水道建設事業費で工事地区の委託料、工事費を増減し、それに伴い特環下水道維持管理費の委託料を140万円減額したものであります。

質疑・討論はなく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定しました。

最後に**議案第119号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)**について、ご報告いたします。

町部局より説明があり、既定の歳入歳出予算額の収益的収支のうち、支出を122万4千円減額し、支出総額2億5781万円とし、資本的収支の収入を500万円増額して、7998万6千円に、支出を700万円増額し、1億6402万9千円にするものであります。

平成21年度水道事業会計補正予算実施計画に定めた収益的収支の予算額の補正については、質疑で上水道の有形固定資産減価償却費は何ですかに対して、建築物の減価償却分が30万円、機械の除却分が5万4千円で、差引き32万6千円であります。

平成21年度水道事業会計補正資金計画に定めた当年度補正前予定額では、前年度未収金4300万円が年度末でどのくらい欠損金になりますかに対して、藤屋ホテルさんの破産に伴う不納欠損が発生する予定であります。債権者集会を3回行い、その結論を待って不納欠損といたします。

以上、質疑を終わり、討論はなく、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

以上、申し上げ議案第114号から議案第119号までの委員長報告といたします。

議長(傳田創司君) 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第114号から、議案第119号についてまで、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第114号から、議案第119号までの質疑を終結いたします。

議長(傳田創司君) これより議案第114号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第114号の討論を終結いたします。

議案第114号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第114号、平成21年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第115号について、討論に入ります。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第115号の討論を終結いたします。

議案第115号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第115号、平成21年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第116号について、討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第116号の討論を終結いたします。
 議案第116号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第116号、平成21年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第117号について、討論に入ります。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。
 (「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第117号の討論を終結いたします。
 議案第117号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決いたします。
 本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
 よって、議案第117号、平成21年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第118号について、討論に入ります。
 本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。
 まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第118号の討論を終結いたします。

議案第118号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第118号、平成21年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

議長(傳田創司君) これより議案第119号について、討論に入ります。

本案について、委員長報告は原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第119号の討論を終結いたします。

議案第119号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第119号、平成21年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第120号 平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について

議案第121号 平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について

議長(傳田創司君) 日程第9、議案第120号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)について、議案第121号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)について、以上2件を一括議題といたします。

一括して、所管の委員長報告を求めます。

産業観光常任委員長小野章一君。

(産業観光常任委員長 小野章一君登壇)

産業観光常任委員長（小野章一君） 本委員会に付託されました議案第120号、議案第121号について、一括にて委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

まず始めに議案第120号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算（第1号）について、申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に変更はなく、観光センター内の商店の使用料を減額し、その不足分を基金より繰り入れるものであります。

予算連合審査会において、観光センター内商店の使用料減額にあたって、なぜ10%なのかとの質疑があり、担当課より、本年6月商店会からの使用料、減額等の要望書を受け、広域観光センター運営委員会に諮り決定させていただき、商店会の皆さんにも理解を求めた。今後については売上等の様子を見る中で検討したいという答弁がありました。

また、広域観光センターの運営に対して、町議会の提出した要望書については、今どのように取り扱われているかとの質問については、広域圏の担当課長会議においては、広域圏の施設として、観光センターを修繕する方向で理事会に提案することになっているとの答弁があり、以上質疑を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

次に議案121号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

歳入50万1千円の増額は、前年度繰越金49万6千円と、利子及び配当金5千円であります。

歳出では、作業員の賃金を28万円増額とともに、国有林使用料が増額となり、使用料賃借料21万6千円を措置するものであります。

また、基金積立金を増額しているとの提案説明を受け、予算連合審査会での質疑では国有林借用料について、昨年は下がったのに、今年値上げになったのは、また土地借用についての契約はどのようにしているのか等の質疑があり、担当課長より、国有林側で計算し請求がされている、今年については、昨年安くなった分、今年度増えているとの答弁があり、以上質疑を終結し、採決の結果、本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。以上申し上げます、委員長報告といたします。

議長（傳田創司君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

議案第120号、議案第121号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第120号、121号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） これより議案第120号について、討論に入ります。

本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第120号の討論を終結いたします。

議案第120号 平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算

(第1号) についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第120号、平成21年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) これより議案第121号について、討論に入ります。

本案について委員長報告は、原案可決すべきものであります。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第121号の討論を終結いたします。

議案第121号 平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号、平成21年度みなかみ町スキー場事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議第5号 日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について

議 長(傳田創司君) 日程第10、発議第5号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 発議第5号、日本への核兵器持ち込みを認めた密約の公表と廃棄を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成21年12月18日提出、みなかみ町議会議長傳田創司様、提出者原澤良輝、以下6名であります。

日本への核兵器持ち込みを認めた密約の公表と廃棄を求める意見書。

今、世界は核兵器廃絶に向かって動きはじめており、被爆国日本の政府の役割はますます大きくなっています。

わが国が国是としてきた「非核三原則」のうち、核兵器を「持ち込ませず」の原則が、

事実上「密約」によって守られていなかった事実が明らかになり、現内閣が調査を始めました。

これまで政府は、日米安全保障条約の運用のための「交換公文」に基づいて「米軍装備における重要な変更」は「事前協議」の対象となっているが、重要な変更に該当する核兵器の持ち込みについての事前協議の申請がなかったため、これまで核兵器の持ち込みは一切無かったとしてきました。

しかし、実際に安保改定時の藤山外相、マッカーサー大使の間で「討論記録」の形で「密約」がありました。それに従って、核兵器を搭載した艦船や航空機が港湾や空港に来ることは、通過立ち寄りでの「持ち込み」ではないので、事前協議はしないとされてきたのです。

この事は一部の首相や外相に知らされず、長年、国民を欺いてきた許すべからざる事実です。密約の存在はすでに元外務次官の田村良平氏が認めています。

政府はこの密約の調査を急ぎ、即時公表すると同時に、密約を廃棄し、非核三原則を厳守すべきであります。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月、群馬県利根郡みなかみ町議会議員長傳田創司、提出先は内閣総理大臣ほか外務大臣、防衛大臣の2名の大臣となっております。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第5号について、質疑はありませんか。

11番久保秀雄君。

11番（久保秀雄君） 今、この発議の提案説明を受けて、先程の請願第14号でも申し上げましたけれども、この文章そのものが密約があったということを前提に書かれています。

そして、文章の中にも「現内閣が調査を始めました。」となっております、また中段には「密約がありました。」と。下段の方では「政府はこの密約の調査を急ぎ」と、調査をしろと、こういう事を言っています。「同時に密約を廃棄をし」ということは、こういう表現は明らかにあるという前提での書き方かと思えます。

先程も申し上げましたように、政府、また岡田外相そのものが調査をしているところであり、そして結論は年明けに出すと明言しています。

そして意見書の提出先が、現内閣の内閣総理大臣はじめ、岡田外務大臣らに提出するとなっておりますが、今調査している所へ、みなかみ町議会として意見書を提出するというのは、当議会としての見識は如何なものかと、この辺の整合性について、ご説明をお願いいたします。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 密約の存在自体は、アメリカの公文書館で保存期限が経過したということで公開された所に新聞記者や各党の調査団が行って確認をしてあります。

日本政府の要望によって、1年後にこれが再度、非公開にされてしまいました。一部の新聞社はコピーをして持っていたので、それが明らかになっています。

ですから、一部は認められているし、ただ全容が分かっていないということで調査をお願いしたいということです。

地方議会の権限に属さないからという言い方をされていますので、権限に属さないからこそ、地方議会が意見として国に求めるのだと、これが自治法の本来の主旨であると思います。

例えば、八ッ場の問題だとか、それから電源立地交付金の問題も地方ではできないからということで、みなかみ町議会として意見書を出していくという形になるのではないかと考えます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 1 番久保秀雄君。

1 1 番(久保秀雄君) もう1点、良いですか、提出先との関わりについては。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 一部については、既に裁判で元外務次官なりが発言をされているところもあります。

全容については、本文が非公開にされてきたということもありますので、可能性のあるところをお願いをしたいということです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 1 番久保秀雄君。

1 1 番(久保秀雄君) 岡田外相はまだ認めていないと、今調査中と言っている所に、みなかみ町議会として出すと、この事に対して答えて下さいということです。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 岡田外相については、一応調査をすると、調査をしている所ということもありますけれども、やはり一方では有識者会議での精査もという形になっていると思います。

それで出すということで、岡田外相についても全面的に調査をして欲しいというふうな意味を込めて出すということです。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

4 番山田庄一君。

4 番(山田庄一君) 意見書の中で、中段から下の部分で、「この事は一部の首相や外相に知らされず」という文言があるのですけれども、この辺の意味が分からないので説明をお願いします。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

(7番 原澤良輝君登壇)

7 番(原澤良輝君) 既にこの事についてはマスコミや新聞でも発表なり、報道をされると思うのですけれども、政府の当局者というかが一部の信頼できる首相や外相には知らせるというふうな、知らせたというふうな形で報道されています。

ですから、我々の頭で考えるには政府が答弁で「知りません。ありません。」と答えたのは、それは知らせてないのか、その当局者が嘘をついているのかというふうに解釈をしていたところです。一応、そういうふうな形の方ですけれども。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 1 番久保秀雄君。

1 1 番(久保秀雄君) もう1点だけ。

今、政府が調査をしているという段階で、この意見書を出すのは差し支えないのだという見解かと思いますが、1月には調査結果が出てくるということなので、調査結果を見た後に議会对応をしていくという事が妥当なのではないかと考えるわけではありますが、提案

者として、その辺の考えをお聞かせ下さい。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） そうしますと、3月議会という話になると思うのですが、今回はいろいろそういう話が出て、今回12月議会というのは、1月に調査結果が出るか出ないかというのはちょっと分からないのですけれども、良いチャンスじゃないかなというふうに考えます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第5号の質疑を終結いたします。

これより発議第5号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第5号の討論を終結いたします。

発議第5号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、発議第5号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、発議第5号、日本への核兵器持ち込みを認めた「密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第6号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について

議 長（傳田創司君） 日程第11、発議第6号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 発議第6号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成21年12月18日提出、みなかみ町議会議長傳田創司様、提出者原澤良輝、以下6名であります。

日米地位協定に関わる「裁判権放棄の密約」の公表と廃棄を求める意見書。

在日米軍基地の存在する沖縄県をはじめ、各地の自治体では米兵による犯罪・交通事故等による住民被害は後を絶たず、殺人・傷害・婦女暴行の凶悪犯罪も繰り返されています。

日米地位協定第17条では公務外の米兵犯罪の第1次裁判権は日本国が持つとされています。

しかし、1953年9月、旧行政協定改定に際し、日米間に「密約」が交わされたことが確認されました。

当時の日本代表の津田実氏の署名入りで「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外は第1次裁判権を行使するつもりがないと述べることができる」という文章が、米国公文書館で公開されています。

この内容は、日本の法務省の通達文書で出先に指示され、今日も受け継がれています。

この結果、米兵の国内刑法犯の不起訴率は、近年をとっても83%であり、犯罪が事実上、野放しに近いと言わねばなりません。この問題は国の独立、主権に関わることです。

政府は、この「密約」の存在を調査し公表し、即時廃棄すべきであります。

以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月、群馬県利根郡みなかみ町議会議長傳田創司、提出先は内閣総理大臣鳩山由紀夫様ほか、外務大臣岡田克也様、防衛大臣北沢俊美様となっております。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第6号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第6号の質疑を終結いたします。

これより発議第6号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

11番久保秀雄君。

(11番 久保秀雄君登壇)

11番(久保秀雄君) 発議第6号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出について、反対の立場で討論いたします。

請願第14号、発議5号の討論、質疑の中でも主張してきましたように、この発議そのものが密約ありきということを前提にして、またこの意見書の文章では密約があるという断定の下に書かれています。

そして先程の発議5号の質疑でも申し上げましたように、受ける方が調査段階ということでもあります。

請願第14号、発議5号の中で申し上げた主旨を議員各位にご理解とご賛同をいただけるようお願い申し上げ反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 請願15号に続く案件ではありますが、発議第6号についても、意見書の提出については、賛成の立場で討論をいたします。

密約云々という事であるわけですが、事実上、密約があるから、この文面にも書かれているように、日本国内の警察の起訴率よりは非常に低い、実際にここに出ていますけれども、17%しか起訴されていないというのが現実で、まさに犯罪が野放し、人を殺しても

傷つけても何をして、それが平気でまかり通るといふ現実が日米地位協定に基づき、米軍や米兵の犯罪に対して非常に大らか過ぎる、これではもう法律も何もありません。法治国家ではありません。

そういう点で考えたときに、この第1次裁判権をも放棄させるような密約が存在すること自体、私は許せないと考えております。

先程も述べましたので略しますけれども、私はこの意見書を提出することについては、議会としての一つの良識と民主主義がそこにあると考えております。

よろしくご理解のほど、お願いいたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論の発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発議第6号の討論を終結いたします。

発議第6号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、発議第6号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第12 教育施設等検討特別委員会委員長報告（第2号・最終報告）

議 長（傳田創司君） 日程第12、教育施設等検討特別委員会委員長報告（第2号・最終報告）についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

教育施設等検討特別委員長高橋市郎輝君。

（教育施設等検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設等検討特別委員長（高橋市郎君） 本委員会は昨年7月臨時議会において設置をされて以来、町内施設、特に学校施設・幼稚園・保育園などについての検討を重ねてまいりました。

昨年12月定例議会において、中間報告をさせていただきました。以来、1年が経過したわけでありますけれども、その間、子供たちの学ぶ環境の安全をより早く確保するため、町当局においても重点施策として取り組んでいただいたこと、また国の緊急経済対策による補正予算などにより、計画が前倒しに実施され、ほとんどの施設の耐震整備がなされました。

以上の経過を踏まえて、お配りしています別紙の報告書を読み上げまして、最終報告とさせていただきます。

※ 以下、全文を掲載

みなかみ町議会議長 傳田創司 様

平成21年12月18日

教育施設等検討特別委員会報告（第2号・最終報告）

～みなかみ町教育施設等の整備のあり方について～

教育施設検討特別委員会委員長 高橋市郎

1. 保育園・幼稚園について

みなかみ町内の保育園・幼稚園については、幼保連携型施設等のこども園を検討し、将来的には、民営化による運営を目指すこと。

・月夜野地区については、町立幼稚園が分園を含め3箇所と、私立の月夜野保育園がある。近年、共稼ぎの家庭が増え保育園の需要が高まり、月夜野保育園でも多くはないが待機児童が出ている状況となっている。その反面、少子化の影響で幼稚園の園児数が減っている。

水上地区と同様に公・私立の枠を越えた今後のあり方について、こども園や民営化、幼稚園の統合等検討をする必要がある。

・水上地区については、現在若栗幼稚園を運営している学校法人建明寺学園が、幼保連携型の私立水上わかくりこども園として平成22年4月開園を目指し、町の補助金を受け園舎の新築工事を行っている。これにより、水上地区は町立第一・二保育園が水上わかくりこども園の開園に伴い平成22年3月で閉園。第三保育園については地理的条件もあり、当面引続き町営での運営とする。

・新治地区の幼稚園と保育園については、幼保連携型の町立にいほるこども園として、平成21年4月に園児120名を迎え開園。

民営化については、開園3年後の導入を目途に検討を進めることとする。

2. 小学校について

管内の小学校については、今後の新学習指導要領への完全実施を含み、管内小学校における小中一貫教育の推進等が図れるよう学校配置を検討すること。

また、この新学習指導要領の実施に伴う授業対応等についても、今後充分検討すること。

・月夜野地区の月夜野北小学校が、児童の減少により複式学級制になっていることや、同地区の小中一貫教育への学校配置等を考えると、古馬牧小学校及び桃野小学校の2校の環境整備を図りながら、北小学校については、住民意識を考慮する中で統合についても検討すること。

・水上地区の幸知小学校が、少子化から複式学級制を取っていることから、今後一年間をかけて統合に向けての話し合い及び準備等を行い、平成23年度に水上小学校と統合する方向で検討すること。

藤原小学校については、同地区の実情等を考慮する中で、今後学校配置等についても検討すること。

また、現在取り組んでいる小中一貫教育についても、今後も推進する方向で検討すること。

・新治地区の3小学校が、平成20年4月に統合し、現在、新治小学校として開校している。統合による苦情等も聞かれないことから、健全な運営が図られているものとする。

また、小中一貫教育についても今年度から実践されており、今後も推進する方向で検討すること。

3. 中学校について

管内の中学校については、学校施設の安全性の確保を優先し、将来的な中学校の在り方について調査研究を行うこと。

その内容については、基本的には月夜野、水上、新治の各地域にそれぞれ1校を存続することが望ましいことだが、今後の少子化等を考慮すると、将来の学校配置等についても検討すること。

また、今後の新学習指導要領の完全実施に伴い、体育の水泳授業や柔道、剣道、相撲授業の選択等が出てくることから、そのための環境整備等が必要になる。そこで、これらの指導要領改訂に伴う授業対応等についても、今後充分検討すること。

- ・月夜野地区の月夜野中学校については、施設全体的には新耐震基準を満たしており、将来的な中学校運営に向けての学校配置等を見据え、今後一層の教育環境整備等を検討すること。

- ・水上地区の水上中学校については、施設全体で老朽化が顕著に見られることなどから、校舎及び体育館は改築により整備を図ること。

藤原中学校については、同地区の実情等を考慮する中で、今後学校配置等についても検討すること。

- ・新治地区の新治中学校については、同地区の今後の少子化や地理的条件等を考慮し、将来的な学校配置等について検討すること。

ま と め

将来的には、みなかみ町の教育行政全般を視野に入れ、住民の声を考慮し、検討すること。

〔 幼稚園・保育園 〕

基本的には幼保連携型等の子ども園計画を推進すると共に、運営については民営化の方向で努力をしてもらいたい。

〔 小学校 〕

今後の新学習指導要領への完全実施を含み、管内小学校における小中一貫教育の推進が図れるよう学校配置等について、管内全域で取り組むこと。

また、将来的な少子化等を考慮して、水上地区の幸知小学校と水上小学校を始め、月夜野北小学校の統合等も合わせて検討をすること。

藤原小学校については、同地区の地域性や通学問題等の諸問題はあるが、住民の声を考慮しながら、将来的な学校配置等についても検討すること。

〔 中学校 〕

今後の管内生徒数等を考慮すると、全体的には1校でも賄えるくらいの生徒数になっては来ているものの、現時点ではそれぞれの地域性等を考慮して、各地区に1校を配置すること。

ただし、将来的な生徒数減少に伴う少子化問題等を視野に入れて、今後とも学校配置についても検討すること。

藤原中学校については、小学校と同じように同地区の地域性や通学問題等の諸問題はあるが、住民の声を考慮しながら、将来的な学校配置等についても検討すること。

教育施設等検討特別委員長（高橋市郎君） 以上、最終報告とさせていただきます。

また、この報告をもちまして、特別委員会を終了といたしたいと思えます。

最終報告質疑

議長（傳田創司君） 委員長の最終報告が終わりましたので、これより質疑に入ります
教育施設等検討特別委員会報告（第2号・最終報告）について、質疑はありませんか。
13番中村正君。

13番（中村 正君） 相対的に学校施設、また幼児教育環境については、少子化という問題がどうしても付いてまわってくるわけでありませけれども、その中で月夜野地区、北小学校の「統合を視野に入れて」という文言が見受けられますが、それは具体化しているものなのか、計画性があるのか、また漠然としているものなのか、その点を1点だけ、もし審議したとすれば、お答えいただきたいと思えます。

議長（傳田創司君） 教育施設等検討特別委員長高橋市郎輝君。
（教育施設等検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設等検討特別委員長（高橋市郎君） 中間報告でも、その点については触れたと理解していません。また現状の中で、具体的に進んでいるかという点と当局においては進んではありません。
中村議員、ご案内のとおり、中間報告においては耐震整備を後回しという報告をさせていただいたわけでありませけれども、先程の報告にもありませるように、今年度の緊急経済対策によりませ、補助率の非常に良い条件がある中で、やはり時間の掛かる統合問題をそれはそれとして、耐震整備はしておくべきという判断から、当局は耐震整備を進めて、第2期工事に今入っているという状況でありませるので、この点については、十分皆さん方の特に地元議員さんを中心に何が良いのかという方向で議論を始めていただきたいというの、当委員会での議論の要旨でありませ。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。
7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 2ページの小学校についてなのですけれども、一番最後の新治地区の3小学校の問題で、「統合による苦情も聞かれない。健全な運営が図られている。」というふうにあります。
私も新治の方とか、ちょっと距離があるので、あまり頻繁には行けないのですけれども、統合によるものかどうかは定かではないのですけれども、スクールバスの問題などがあるのではないかとお聞きしているのですけれども、その辺の議論はどうなのでしょう。

議長（傳田創司君） 教育施設等検討特別委員長高橋市郎輝君。
（教育施設等検討特別委員長 高橋市郎君登壇）

教育施設等検討特別委員長（高橋市郎君） その点については、原澤議員が仰るとおり、やはり地元の方々の意見というものが聞こえてくる話の中で中心になろうかと思えます。
当委員会において、新治地区の議員さんが2名おられますが、施設整備の審議という中においては、特に委員会の中で問題点等の話は出ななかつたわけです。

ただ、教育委員会において、いろいろな改善をしていただきたいという問題は当然、出てきてると教育委員会からの説明はありませ。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

4 番山田庄一君。

4 番(山田庄一君) 大変にご苦労さまでした。

単純な質問で申し訳ありませんけれども、将来的な学校配置ということは、「統合」という意味ですか。

議長(傳田創司君) 教育施設等検討特別委員長高橋市郎輝君。

(教育施設等検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設等検討特別委員長(高橋市郎君) 生徒数の減少が顕著に見られています。

特にこれは、今年度の3月末までの話ですけれども、当町における出生数が90人を下回る状況になっているそうです。

そういう中で、当面の話の中で、やはり少子化に対応する学校配置というものをしていくことが子供たちにとって必要ではないかという議論があったことから、「統合」という事が、当然出てくるという中において、学校配置を考えていかなければならないのではないかという問題。

もう1点はここにも書いてありますように、小中一貫教育を実施するに当たっての学校配置というものはどうあるべきかという議論の中で、こういう表現になりました。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) ご苦労様です。

幼稚園と保育園の連携について、度々質問をさせてもらっているのですが、民営化の方向で考えているという話が良く出るのですけれども、民営化の方向に向かった時に何回か意見を言わせていただいているのですが、倒産という事例が東京や埼玉などで起きています。そういう事について、どういうふうに対応するかということは検討されたかどうか、お聞きしたいのですけれども。

議長(傳田創司君) 教育施設等検討特別委員長高橋市郎輝君。

(教育施設等検討特別委員長 高橋市郎君登壇)

教育施設等検討特別委員長(高橋市郎君) 確かそのご質問も中間報告の際に受けた記憶がございますが、その議論も確かにありました。

過疎地という表現が良いのか分かりませんが、子供の出生数が極端に少なくなっている当町において、健全なる民間の保育園なり幼稚園経営が出来るかと言えば、非常に難しいというのが現実であります。

事実、かろうじて待機児童のいる月夜野保育園でさえ、大変な経営努力をして現状をやっているという状況を見たときに、やはり町内に生まれ育つ、よく町長も仰られるように、また皆さんも仰られているように、「子供を産み育てるなら、みなかみ町」と言われるような施策をして欲しいということから、やはり民営化したとしても、当然自治体の援助や支援というもの無くして、この地域での民間の健全な経営というものは成り立たないという議論はありました。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、教育施設等検討特別委員会委員長報告(第2号・最終報告)についてを終わります。ご苦労様でした。

議長(傳田創司君) お諮りいたします。

教育施設等検討特別委員会については委員長報告のとおり、本日を以て委員会を終了と

することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、教育施設等検討特別委員会については委員長報告のとおり、本日を以て委員会を終了することに決定いたしました。大変にご苦労さまでした。

日程第13 閉会中の継続審査・調査の申し出について

議 長（傳田創司君） 日程第13、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、目下各委員会において、審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

各委員会委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

日程第14 字句等の整理委任について

議 長（傳田創司君） 日程第14、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり議長に委任することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長閉会あいさつ

議 長（傳田創司君） 閉会にあたり、町長よりあいさつの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長(岸 良昌君) 第10回定例議会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会におきましては、16議案を提出させていただいたわけでございますけれども、大変に熱心な質疑、並びに審議の上、何れも可決をいただきまして大変に有り難うございました。

また、2日間にわたり、7名の議員の方が一般質問をしていただいたわけでありましてけれども、この質疑を通して、子育て支援のあり方、福祉対策や学校教育のあり方、さらには耕作放棄地などを含む、農業振興のあり方、加えまして事業の進め方、企業誘致等々の社会資本整備についても質問の中でいろいろと考えを述べさせていただいたことについて、大変に有り難く思っているところであります。

また、本日もご報告がございましたが、各常任委員会において、大変、熱心にご審議なされ、尚かつ実際の現場に調査に行かれて、その結果を審議に反映されるということで、大変に熱心なご審議をいただいたことに感謝申し上げますとともに敬意を払うところでございます。

また、本日は教育施設等検討特別委員会から、最終報告をいただいております。

「子供を育てるなら、みなかみ町」という視点のご指摘もございました。そのような視点から、大変に重要な問題と受けとめまして、今後の参考にしてまいりたいと思っております。

そして最後にふれさせていただきたいのは、実は第8回の臨時議会になりますでしょうか。町当局からの提出議案が否決されたということをおたかもこれが不祥事であるという論評がなされていると聞き及んでおります。私の個人的な考えになりますけれども、町長として提案することについて、議会でご審議を願い、その中で否決するという事は当然のこととしてあり得る事と思っておりますし、その事が議会の皆様方の機能を発揮する事だというふうに、私は感じております。

もちろん、否決よりも議事の中で修正いただくという事の方が生産的であり、穏当だとは思っておりますけれども、議会の機能を発揮していただくという方法というのは数々ありますし、その議会の機能を発揮していただく中で、私が提案した案件と違う結論が出るということは当然、議会の機能としてあることだろうと認識しているところであります。

今後とも、今申し上げたような事も含めまして、町の執行部と議会の皆様方がよく言われる車の両輪として、2万2800人、すべての町の人のために、一緒に努力して行きたいと考えているところでございます。

本定例議会、大変に慎重審議の上、提案した総ての議案を認めていただきました事に再度、感謝申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

大変に有り難うございました。

議長閉会あいさつ

議 長(傳田創司君) 閉会にあたりまして、私からも一言、ご挨拶を申し上げます。

今年も残り少なくなる中、今期定例会に予定されました案件の総てを議了し、只今をもちまして無事閉会の運びとなりました。

会期中は、終始熱心なご審議を賜りまして、議員各位をはじめ、当局執行部並びに関係者の皆様には、大変なご協力を頂きましたことに心からお礼申し上げます。

時の流れは早く、新町が発足されてから最早5年目となりました。

初代鈴木和雄町長が引退され、後を継承される立場での岸良昌町長の下、我々議会としては、合併当時の将来へ向けての想いを忘れることなく、自ら民意により選択した「平成の大合併」であります。

その合併を選択し、決定した者の責任において、相互に努力と協調を重視し、目的達成を図るべく努力をしまいいりました。そこに住む住民が相手を尊重し、信頼と思いやりを示すことが出来れば、必ずや総ての事が克服できると確信しております。

私たちが、町民の付託にどう応えるか、共存共栄を図る手段はどうすべきか、この町の一段の繁栄を期して、もう一度真剣に検討していく必要性を感じます。

議会も当局も、その想いと方向性は同じく、行財政改革行動指針を柱に、目標の健全財政確立に向かってのビジョンに引き続き協力をしてまいります。

住民との間に、明日のみなかみ町が健全な町となるための議論を住民と一体の中で、今一度信頼を深め合い、理解される手段を望みます。

私たち議員としても、今後、国の政策などについて現状を十分に勉強し、その対応について取り組んでいかなければと考えます。

本定例会は、本日を以て閉会となりますが、閉会中にも多岐にわたり議会活動が続きます。

町民の方々が、町当局や議会へ何を望み、何を求めているかについて耳を傾けながら、何かとご多忙のことと存じますが、お互い健康には十分ご留意をされ、存分な悔いのない活躍をされまして、健やかな新春を迎えられますことをご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議員各位、町当局関係者の皆様方には一年間、大変にお世話になりました。

閉 会

議長（傳田創司君） これにて平成21年第10回（12月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

大変にお世話になりました、ご苦勞さまでした。

（ 11時52分 閉会 ）